

陸別町生殖補助医療費等助成金事業のご案内（R7. 4～）

陸別町では生殖補助医療及び先進医療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、その治療に要した費用と治療に係る交通費の一部を助成します



●対象者 次のすべての条件を満たす方が対象です。

- ・婚姻をしている夫婦（事実上婚姻関係と同様の事情にある方も含みます）。
- ・夫婦のうち生殖補助医療及び先進治療を受けた方が、当該治療時・交付申請時ともに、陸別町に住所を有していること。
- ・夫婦ともに町税を滞納していないこと。
- ・同一の不妊治療費に対して、他の市町村から助成を受けていない又は受ける見込みがないこと。

●対象となる治療

- ・国内の医療機関において公的医療保険が適用された体外受精、顕微授精、男性不妊の手術、その他医師が必要と認める生殖補助医療。
- ・上記の生殖補助医療と併用して実施する厚生労働省にて告示された先進医療

※医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合についても、卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除き、助成の対象とします。

※夫婦以外の第三者から提供を受けた精子・卵子・胚による不妊治療や、代理母、借り腹によるものは対象になりません。

●助成の内容（額と回数）

- ・生殖補助医療の費用（自己負担分に限る）及び先進医療の費用並びに院外処方に係る費用として、1回の治療につき30万円を限度に助成します。
- ・生殖補助医療又は先進医療を受診したときに要した交通費について、住民登録のある自宅から医療機関までの距離に応じた区分により、1回の治療につき、5往復分を限度として助成します。（基準額あり）

※高額療養費の給付や付加給付を受けている（受ける予定）場合は、自己負担費用から給付の額を差し引いた額に対して助成します。

●助成の申請

- ・治療終了後、速やかに陸別町保健福祉センターに申請してください。
申請時は事前にご相談ください。

◎申請に必要なもの

- ①陸別町生殖補助医療費等助成金交付申請書
- ②陸別町生殖補助医療費等助成金に係る受診等証明書（事前に医療機関で記入が必要です）
- ③生殖補助医療費、先進医療費に係る領収書・明細書の写し（院外処方薬に係るものも含む）
- ④申請者（治療された方）の配偶者が町外に住所を有する場合は、配偶者の戸籍謄本、住民票謄本
- ⑤高額療養費支給決定通知書（高額療養費が適用されている場合）
- ⑥付加給付に関する書類（付加給付がある場合）
- ⑦事実婚の場合は、事実婚関係に関する申立書